

関電ガス

基本料金割引

(特約料金表)

2026年2月2日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

この基本料金割引料金表（以下「この料金表」といいます。）は、大阪ガスネットワーク株式会社が定める託送供給約款（2025年4月1日実施。なお、大阪ガスネットワーク株式会社が託送供給約款を変更した場合には、変更後の託送供給約款によります。）およびその他の供給条件等の供給区域、または大津市企業局が定める託送供給約款（令和6年4月1日実施。なお、大津市企業局が託送供給約款を変更した場合には、変更後の託送供給約款によります。）およびその他の供給条件等の供給区域に適用いたします。

2 特 約 種 別

この料金表の特約種別は、基本料金割引といたします。

3 適 用 条 件

(1) 2026年2月2日から2026年4月30日までの間に、お客様が、当社が別に定める主契約料金表（以下「主契約料金表」といいます。）のうち、なっとうプラン料金表（2025年12月1日実施。）、関電ガスなっとうプラン for au 料金表（2025年12月1日実施。）、関電ガスなっとうプラン for レジル料金表（2023年11月6日実施。）、なっとうプランO料金表（2025年12月1日実施。）、関電ガスなっとうプランO for au 料金表（2025年12月1日実施。）、なっとうプランM料金表（2025年12月1日実施。）またはなっとうプランL料金表（2025年12月1日実施。）（以下これらを「なっとうプラン等料金表」といいます。なお、当社がなっとうプラン等料金表を変更した場合には、変更後のなっとうプラン等料金表によります。）により、新たにガスの需給契約を申し込まれ、か

つ、需給開始日が2026年6月30日までの場合に適用いたします。

ただし、主契約料金表により新たにガスの需給契約を申し込まれたお客さま（当社の取次事業者に新たにガスの需給契約を申し込まれたお客さまも含みます。）が、需給契約が消滅した後、2026年2月2日から2026年4月30日までの間に、同一需要場所で、なットクプラン等料金表により、ガスの需給契約を申し込まれたときは適用いたしません。

(2) (1)のお客さまについて、新たにガスの需給契約を申し込まれたときの需給開始日から次の検針日までの期間（開始日を含みます。）の料金算定期間（以下「初回料金算定期間」といいます。）、および初回料金算定期間の次の料金算定期間に限り、この料金表を適用いたします。

4 料 金

(1) 各月の料金は、主契約料金表および他の特約料金表によって料金として算定された金額から、(2)によって算定された基本料金割引額を差し引いたものといたします。

ただし、主契約料金表、この料金表および他の特約料金表によって料金として算定された金額が負となる場合は、料金は零といたします。

(2) 基本料金割引額

基本料金割引額は、主契約料金表の適用区分に応じた基本料金額（日割計算を行う場合は日割計算後基本料金額といたします。）といたします。

5 そ の 他

この料金表に定めのない事項については、お客さまがこの料金表とあわせて適用を受ける主契約料金表に定めるところによるものといたします。

附 則

実 施 期 日

この料金表は、2026年2月2日から実施いたします。

関西電力株式会社（ガス小売事業者登録番号：A0001）

大阪市北区中之島3丁目6番16号

営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。